

# 告示

埼玉県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コピオ飯能新光店

飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ロジコム 代表取締役 青山英男

東京都東大和市向原一丁目三番二十一

（変更後）株式会社ロジコム 代表取締役 本莊良一

東京都東大和市向原一丁目三番地二十一

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）（1）株式会社スーパールプス 代表取締役 松本清

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地

（2）株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本南海雄

千葉県松戸市新松戸四番地一

（3）株式会社ロジコム 代表取締役 青山英男

東京都東大和市向原一丁目三番二十一

（4）株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番六十号

（変更後）（1）株式会社スーパールプス 代表取締役 松本清

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地

（2）株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 隼田登志夫

千葉県松戸市新松戸東九番地一

（3）株式会社西松屋チエーン 代表取締役 大村禎史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一

（4）株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

八 変更年月日

平成十九年六月二十八日 他

二 届出年月日

平成二十一年十二月二十五日

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十二日から平成二十二年五月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年一月二十二日から平成二十二年五月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課